

こども大綱で目指すべき社会像について

こども基本法等の記載

○こども基本法

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

○こども基本法案に対する附帯決議（参議院）（抄）

一 こども施策の実施に当たっては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、こどもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を目指すこと。また、社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を担保するための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。

（略）

五 こども施策の推進は、全てのこどもについて、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見を聴く機会及びこどもが自ら意見を述べる機会を確保し、その意見を十分に尊重することを旨として行うこと。

六 本法に定めるこども施策の基本理念にのっとり、施策を実施する者の視点のみならず、こどもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」であることを踏まえ、真にこどもの視点に立ったこども施策を実施すること。

（略）

こども大綱で目指すべき社会像について

こども基本法等の記載

○こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書

こども大綱により、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもや若者に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。

若い世代が、円滑な社会生活を送ることができ、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見いだせるとともに、結婚や子育てを希望する人が互いの生き方を尊重しつつ主体的な選択により結婚でき、かつ、こどもを産み育てることやこどもとの生活を始められ、こどもが幸福な状態で育つことができる社会を目指すべきである。

○岸田総理記者会見(令和5年3月17日)

私が目指すのは、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、ストレスを感じることなく子育てができる社会、そして、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会です。

※委員からいただいた御意見を、なるべく原文に近い形でまとめたもの。

委員からの御意見

○こども・若者の視点に立った目指すべき社会像

- 現在の書きぶりをみると、大人からみた「こども・若者にとって望ましい社会」の在り方や枠組みを示した表現のように感じる。こども・若者自身が望む(声が反映された)社会像が具体的にイメージできる表現にすることが肝要。これにより、「こどもまんなか社会」の主体はこども自身であるという理念がこども・若者に伝わりやすくなり、さらにはその姿を社会全体で共有することで、こども・若者の考えや権利に対する大人の理解も深まりやすくなるのではないか。

(例)

- 夢や志を叶えるために頑張ることのできる社会
 - 個性や多様性が認められ、自分らしく生きられる社会
 - 働くことや親になることに希望を抱ける社会
 - 安心して暮らせる社会
 - 意志や意見を表明でき、取り入れられる社会
 - 不安や悩みに寄り添い、支えてもらえる社会
 - のびのび過ごせる社会
 - 子育てを楽しめる社会
 - など
- 「子供を持つ」という表現について、子どもは大人の所有物ではない。それ以外のメッセージは素敵なので、表現を変えていただけると良い。
 - 「全てのこどもに憲法や子どもの権利条約に定める権利を保障し、また、こどもがその権利主体であること(権利主体性)」を追記すべき。こどもの権利主体性は、自己の権利行使である意見表明といった個別の論点に限定されるものではなく、こども基本法に基づき、こども大綱が定める総合的なこども施策の全てにおいて貫かれるべき基本理念。
 - こども家庭庁やこども基本法と名前が「こども」となったことで、若者政策が弱体化したような印象。実態として若者政策に取り組んでいるとしても、方針や理念のなかでも「若者」について触れる必要。
 - こどもを巡るいろいろな問題についての取組や政策を考える時、何よりこどもを守るという視点を中心に置いて考えるようになってほしい。

委員からの御意見

○「こどもまんなか社会」とは

- 目指すべき社会像に、より未来志向的な文言を入れてはどうか。こども・若者は、保護されるべき側面があるとともに、自らの未来を切り開き、新しい発想で社会を変えていく素地をもつ存在である。未来を切り開こうとするこども・若者、あるいは「夢」や「希望」を実現するために進むこども・若者を側面からしっかり支える社会、という視点はより強調されてもよい。失敗や不運な状況からの再チャレンジの環境を整えるような施策は、こうした文脈においてスムーズに導入できる。
- 一人ひとりの健やかな成長や、自律的に選び取ることができる学びの保障を支援・実現することは、個人の幸福（ウェルビーイング）に資するだけでなく、社会全体にも資する（公的価値を持つ）。こども政策によって、こども、もしくはこどもを育てる一部の個人が利益を得るという考え方から脱却し、社会の中で相互にケアし、育ち育てられ、学び、健康で心身ともに豊かで、不安にさいなまれることのない社会の実現を目指すことは、持続可能な社会の実現や発展に必須である。
- 「こどもまんなか社会」を、持続性かつ実質性を伴うものとするために、社会を「こどもまんなか」にする必要がある理由についてしっかりと議論し、それを大綱に書き込むことが重要。「こどもまんなか社会」の実現に向けた検討事項は幅広い領域に及ぶが、それぞれの領域間の全体最適やバランスを考慮する上で、「こどもまんなか」という価値観が一つの拠り所になり得る。そういう意味でも、「こども大綱」で「こども」に関する一定の定義を示すことには意義がある。また、定義のなかに「未来のこども」も含めることを検討してほしい。
- 多様な選択肢があること、そしてその選択肢を取っても受け入れられることが記載されないと「こども・若者まんなか」の内容にならない。
- 「こどもまんなか」が、国の政策の中心に据える、という意味なのか、社会の中心に据えるという意味なのか、社会的合意は形成されているのか、などやや曖昧なため、主語を明確にすべき。下記を明記することで、こども基本法をより明確に、社会で共有できる。
 - 「国と自治体は、こどもや若者に関する取り組み・政策にあたってこどもや若者自身の意見を尊重し、参画の機会を確保する」
 - 「社会はこどもの発達を理解し温かく迎え入れ、社会を構成する一人の個人としてこどもを尊重し、遊びや学びを通してこどもが安心して自発性や好奇心、自己決定権を育成することができる環境を創る」
 - 「国はこうした、こどもまんなかの理念を広く社会に実現する施策を講じることを責務とする」

委員からの御意見

○こどもや若者が意思表示と自己決定の主体、いわば権利の主体であることについて

- 「全てのこどもに憲法や子どもの権利条約に定める権利を保障し、また、こどもがその権利主体であること(権利主体性)」を追記すべき。こどもの権利主体性は、自己の権利行使である意見表明といった個別の論点に限定されるものではなく、こども基本法に基づき、こども大綱が定める総合的なこども施策の全てにおいて貫かれるべき基本理念。子どもの権利条約締約国として、子どもの最善の利益の考慮と権利の実現のための措置を講ずるべき。また、国連システムの中でも議論されている「子どもの権利の主流化」について、我が国においても、こどもに影響を与える全ての施策において指向していくべき。【一部再掲】
- こども家庭庁やこども基本法と名前が「こども」となったことで、若者政策が弱体化したような印象。実態として若者政策に取り組んでいるとしても、方針や理念のなかでも「若者」について触れる必要。【再掲】
- 「幸福」、「幸福な状態で育つ」という部分は、現在進行形のニュアンスを含んでいるかどうか、検討を進めておく必要がある。現在進行形である、ウェルビーイングの「～ing」の部分はどう担保していくのかが必要。「自己実現」、つまり現在その瞬間一瞬一瞬を、こどもが自分らしく生きているのか、という部分が大事になってくる。
- こどもの権利保障という観点を明記し、これを実現する社会をめざすこと提示すべき。あわせてこどもの権利の実現は人権の保障と不可分であることに鑑み、社会のすべての構成員の人権の保障をめざすことを併記すべき。
- 権利だけでなく、「尊厳の尊重」も加えても良いのではないか。尊厳に含まれる、ひとり一人のこどもが持つ内在的価値に着目する必要がある、権利として整理されていないものにも対応できる。

委員からの御意見

○自立した個人としての健やかな成長について

- 子どもをめぐる格差・貧困の解消を図ることで、良好な成育環境を保障すること、子ども期の経験、成育環境が、生涯にわたって心身、健康習慣、価値観などに影響を与えること を記述してはどうか。
- 少子化対策の大綱も含むことから、結婚、妊娠・出産、子育てにつなげていこうとする文章は必要。ただし、その前段階として「社会で自分を活かす」ことや「自分を活かせる場所がある」ことの積み重ね（体験や教育機会の保障も積み重ねとして有効かもしれない）が、結婚への希望を見出せることにつながっていると感じている。結婚の前にもう1ステップあるのではないか。
- 現代は様々な面で変革の時代。変革は「危機」となって日常生活に現れる。既に様々な危機があるが、危機には「強さ」と「変化の速さ」の二つの視点が必要であり、変化が速いと対応が難しくなる。この危機を克服し新世代を迎えるには、危機への「寛容」と改革が持つ「活力」を失わずに新たに生み出し続ける事、すなわち新教育社会の実現が必要。
- 近年、企業におけるダイバーシティ推進により、職場における固定的役割分業の解消の取組も行われているが、社会における固定的役割分業がネックになっている。地域社会、家庭における固定的役割分担意識の解消へのアプローチも必要。

委員からの御意見

○誰ひとり取り残さないための支援について

- 生まれた環境に左右されずみんなが挑戦できる社会になってほしい。貧困の課題は、当事者だけでどうにかできる問題ではなく、課題解決には当事者を取り巻く周りの人の支援やサポートも必須。もっと社会の人に貧困家庭の現状や課題感を理解・協力してほしい。貧困課題は誰にでも起こりうる。社会の人がこの課題を自分事として捉えて当事者以外の人や当事者の周りの方にも協力してほしいという一言を付け加えたい。
- この国に生まれた(あるいは生まれるはずの)全ての子どもを対象とするのであれば、特に弱い立場にあったり苦しい状況に置かれている子どもを先ず優先的に助けることを考えなければならない。
- 現実社会では虐待や格差、いじめ等に苦しむ子どもたちが存在し、その権利は侵害されやすいことに鑑み、「すべての子どもが暴力や性的搾取、経済的搾取から守られ、孤立することなく」という文言を追記すべき。
- 「子どもは家庭を基盤とし」という部分について、家庭が安心、安全でなかった子どもたちも日本には多くいるため、家庭が基盤にならなかった子ども若者のことも配慮した一文があると良い。
- 基本的には家庭が基盤であると思うが、その家庭で虐待を受けている子どもにとっては辛い文章。「どのような家庭環境で育っても、多くの大人に愛され、様々な関わりの中で成長できることを保障する」というニュアンスが必要。
- この社会には、家庭・家族によって傷付けられ、その後の発達成長に深刻な影響を受けている子ども達が少なくない。特に後々まで将来に渡って心身に甚大な傷跡を残しかねない性虐待、さらに宗教二世の問題については、その実態や本質をよく理解し、子どもの立場に寄り添って被害者の支援をしなければならない。子どもを守るのか加害者である大人を守るのかという局面で、間違いなく子どもを守り抜くのだという姿勢を明らかに示してほしい。子どもを家庭に含まれたものとみなすのではなく、独立した一個人の権利を有する存在であるという考え方が基盤に必要。どのような親や環境に生まれついても、子どもが決して差別されることなく、不利益を被ることのない社会でありたい。

委員からの御意見

○将来にわたっての幸福、多様性

- こどもにとっての「幸福な生活」については、画一的・固定的な内容を目指すのではなく、当事者や関係者の実態や意向も考慮しつつ、多様な「幸福な生活」のあり方を想像しながら議論を進めることが望ましい。
- 「幸福な状態」というのは、こどもや若者一人一人違うものであり、「一人一人が思う幸福な生活ができる社会の実現を目指す」等、「幸せのかたちは個別に違っていいんだよ」というメッセージが含まれるとより良い。
- 「全てのこども」が対象とされていることは成果と言えるが、平均化されてしまえば個別のニーズに気づきにくい。誰もが周縁化されない社会、多様性を尊重される社会について触れておいた方がよい。
- 少子化の要因への対応として、子育て家庭への支援が必要であるが、同時に、人口減少社会における対応として、高齢者・高齢世帯の健康で自立的な生活の保障もまた重要であるという視点が必要。こども・子育て世代と高齢世代の対立構造で考えるのではなく、人生を通じた健康で文化的な生活と人権の保障をベースに検討することは、少子化対策の大前提である。
- 結婚と子育てを一体のものとして記載することは、結婚と妊娠出産・子育てを一続きのものとして考えており、それ以外の在り方を想定していないかのように感じさせる。家族の在り方も多様化し、結婚したいと思わない、結婚という形にはこだわらない人も増えている。少子化を本当に食い止めようとするのであれば、妊娠・出産と結婚を一体のものとして考えないことが最も有効な手立てだと思う。結婚していなくても、1人でも、決して差別されることも不利益を被ることもなく、安心して産み育てられるような優しい社会であればよい。
- 「結婚を前提」にしている点に違和感。結婚ではなく「パートナーシップ」に変更をすることはできないのか。

委員からの御意見

○個人の価値観の尊重

- 「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)で示されている、下記の部分を基本理念として入れていただきたい。
結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、これらについての多様な価値観・考え方が尊重されるべきであることは大前提である。その上で、若い世代の誰もが、結婚や、こどもを生子、育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望をもてる社会を作らない限り、少子化トレンドの反転はかなわない。
- 結婚、妊娠・出産、子育てなどどう生きていくかは個人の自由な意思決定であるということを今一度共有すべき。また、恋愛・結婚・出産という極めて私的な領域に官が踏み入れることには、慎重になるべきではないか。この6~7年が少子化トレンドを反転させるラストチャンスというメッセージは、10代・20代への大きなプレッシャーとなり、「結婚しなければならない」「産まなければならない」といったような「産めよ、殖やせよ」という残念な印象を与えている。
- 結婚や出産奨励が強く打ち出されることで、当事者の結婚や出産の決定に関して国や社会からの強制力が働くことは避けねばならない。結婚するしない、産む産まないの決定権は、あくまで個人にある。特に、女性の妊娠・出産に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス・ライツ)は侵されてはならない。
- 「結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つ」という表現は、一定数いるそれらを希望しない・できないこども若者の最善の利益も考えた社会の在り方とは言えない。「将来の生活に希望を持つ」「自らの将来を選択でき、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていける」といった自由な選択を尊重する旨の追記が必要であり、誰一人取り残さない社会を実現する観点からも、こども若者の自由な生き方を尊重することが重要。

○社会全体で応援

- こどもの有無にかかわらず、子育ては国の未来を育てることとして捉え、社会全体で子育てを行うことの大切さを伝える内容も記載するといいいのではないか。
- 家庭は基盤であることに加えて「こどもの育ちには共同養育が必要であり、その養育が女性に偏ることなく父母協働が実現されるよう子の育ちを支える社会的基盤の拡充と、親が出産と育児によりキャリアが阻害されないこと、生活と生計労働を両立できるよう整備することは国及び自治体、社会の責任である」と明記する。
- 若者にとって、自分の役割が明確であったり、自分の役目を全うできるような場があったりすることが充実感につながる。社会全体として、ただ守り社会へ送るだけではなく、若者の自由を受け入れ、自力でのびのびと社会へ羽ばたけるような寛容性が必要。
- 「若い世代が、円滑な社会生活を送ることができ、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見いだせる」ことに加えて、「その希望の実現が社会的に応援される」ことが大切。そのような応援の文言(メッセージ)を追加してはどうか。また、岸田総理の発言の中にある、「子供の笑顔あふれる国」という言葉は、一言で目指すべき社会像のイメージをあらわしており、是非、この言葉を入れてはどうか。
- こどもの利益を最善に考えるということは、社会の多数を占める、こどものいない世帯や単身の高齢者等が幸福で、他者を思いやり、手を差し伸べる余裕を持てる社会であることが前提になる。決して、世代間や属性の違いによる対立を煽るような方向で進めてはならない。

○個別具体の施策について

- 現代のこども若者の生活の質を向上させることは、次代のこども若者のより良い生活に大きく寄与すると考えられる。周囲を見ると、身近な子育て当事者が苦しい思いをしていることや、大学で奨学金や学費を意識するようになり、金銭面的に子育てに希望を持てなくなったことなど、さまざま理由から結婚や子育てを意識しない人がいる。また、将来に希望を持つ前に、現在の状況に苦難している学生も多く見受けられ、共通して、今の生活が不安定で、こども若者としての権利が十分に保障されていない状態にあり、金銭的支援や物的支援についても具体的な議論を行う必要がある。
- 様々な子ども・子育て支援メニューが生み出されているが、必要とするすべての子ども・子育て家庭がアプローチすることを前提とした量的な整備が行われているわけではない。ニーズを持った子ども・子育て家庭が実際にアクセスできる拠点があるかなど、量的確保と共に、面的な充足度を視野に入れ整備計画が求められる。
- 先進各国では、人口減少に伴い貴重な人的資源である国民の教育に積極的な投資を行っている。子どもも大人も教育を受ける機会を拡大するための費用は国が負うという基本方針を明確に打ち出す必要がある。
- 幼児期の教育の重要性と、格差を埋める公教育の充実の必要性を鑑み、「保育と教育の統合と義務教育年齢の引き下げについて前向きに検討すること」も、目指すべき社会像に加える必要がある。
- 第二次報告書には、教育や保育についての言及が乏しく、特に、質の高い保育と公教育は、格差を埋める意味でも、その充実が欠かせない要素である。
- 現代的な課題として、こどもがSNS等インターネットとの向き合い方を学ぶことの重要性も、目指すべき社会像に含まれるべき。
- 女性主導の確実な避妊法、望まぬ妊娠への対応としての安全な中絶方法へのアクセスを早急に確保する必要がある。
- 「こども」が従来の「子供」や「子ども」と異なり、「若者」を包含した定義であるということについても、さらなる啓発や情報発信の工夫が求められる。
- 現場で柔軟にいくつかの制度を活用しながら多職種多機関で機能的な取組をしてゆく力を養うための実務家研修もますます必要になる。